

令和6年度 仕様書

工事名称 旧鴨田第三自警消防隊器具置場等解体工事

工事場所 川越市大字鴨田1416

工事の概要
旧鴨田第三自警消防隊の器具置場及び火の見櫓の解体を行うものである。
器具置場：木造平屋建て 延床面積：6.0㎡
火の見櫓：鉄骨造 4脚 × 13.0m（高さ）
・解体工事 一式

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

旧鴨田第三自警消防隊器具置場等解体工事

<工事概要>

1.工事名称	旧鴨田第三自警消防隊器具置場等解体工事
2.工事場所	川越市大字鴨田1416
3.工事概要	本工事は、旧鴨田第三自警消防隊の器具置場及び火の見櫓の解体を行うものである。 【器具置場】建築年不明 木造平屋建て 延床面積：6.0㎡ 【火の見櫓】建築年不明 鉄骨4脚 高さ：13.0m ・解体工事 一式

<建築改修工事仕様 特記仕様等>

I.共通仕様

- ・本特記仕様書及び図面に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「建築物解体工事共通仕様書 令和4年版」、「公共建築工事標準仕様書（建築工事編）令和4年版」による。

II.特記仕様

1.一般共通事項	
1) 優先順位	・設計図書間に相違がある場合の適用の優先順位は、原則として次の（i）から（iii）までの順番のとおりとする。 （i）質問回答書、（ii）特記仕様書（図面内の特記事項を含む）、（iii）設計図（iv）標準仕様書
2) 火災保険等	・種類：建設工事保険等 期間：工事完成期日後14日を含む期間 ・受注者は法定外の労災保険に付さなければならない。
3) 疑義等	・設計図書の相違、誤びゅう又は明記なき場合等疑義が生じたときは、監督員と協議し指示を受けること。また、現場の納まり、取り合い等の関係で寸法、位置。材料の仕様又は工法等において軽微な変更が必要なときも、監督員と協議し指示を受けること。
4) 工事写真	・工事写真は、施工前・施工中の各工程毎に重要な箇所、施工後では確認困難となる箇所、及び完成後の状況を、必要事項を記入した黒板、スケール等をあてて撮影のこと。写真はE版程度とし、A4ファイルに整理し1部提出のこと。
5) 発生材処理	・現場発生材は、受注者の責任において全て場外搬出とし、関係法令に従い適切に処理すること。 ・工事着手前に、収集運搬業許可証（写）、処分業許可証（写）、収集・運搬・処理委託契約書（写）等を添付した廃材処分計画書を作成し、提出すること。 ・有価物については、処分先の受領を証明する書類を提出すること。 ・最終処分終了後は、監督員に産業廃棄物管理票（マニフェスト）を提示すること。（電子マニフェストは除く。また、工期内に処理先の事情等により提示できない場合は、届き次第提示のこと。） ・建設副産物情報交換システム「COBRIS」により、登録を行うこと。また、再生資源利用（促進）計画書等を提出すること。 ・特別管理産業廃棄物がある場合は、監督員に報告すること。
6) 環境保全等	・工事の施工にあたり、騒音、振動、ほこりの発生、土壌汚染、排水汚染などが無いよう、万全の対策を講じること。 ・建設機械は、原則として排出ガス対策型、低騒音型、低振動型を使用すること。

7) 施工体制台帳・施工体系図	・施工体制台帳及び施工体系図は、建設業法及び公共工事の入札と契約の適正化の促進に関する法律に基づき作成すること。また、写しを提出すること。
8) 施工計画書の記載事項	①工事着手の時期及び工程 ②分別解体等の計画（分別解体作業場所・搬出経路・解体方法） ③使用する重機及び車両 ④その他
9) 諸手続き	・前面道路を使用して工事を行う場合は、適切な許可を得て行うものとし、それに係る費用を含め全て本工事に含む。 ・工事中は事故の無いように十分留意し、災害防止には万全の策を講じること。
10) その他	・工事中に使用する範囲は必要に応じて養生を行うこと。使用した範囲は清掃を行い現況復旧のこと。また、工事による汚損箇所については修復すること。 ・解体工事の施工にあたり、関係法令等を遵守すること。 ・工事名及び工事内容を記した工事看板（内容及び設置場所について監督員と協議したもの）を設置すること。 ・現場作業は近隣において農作業のない時期（10月中旬～）に行うこと。

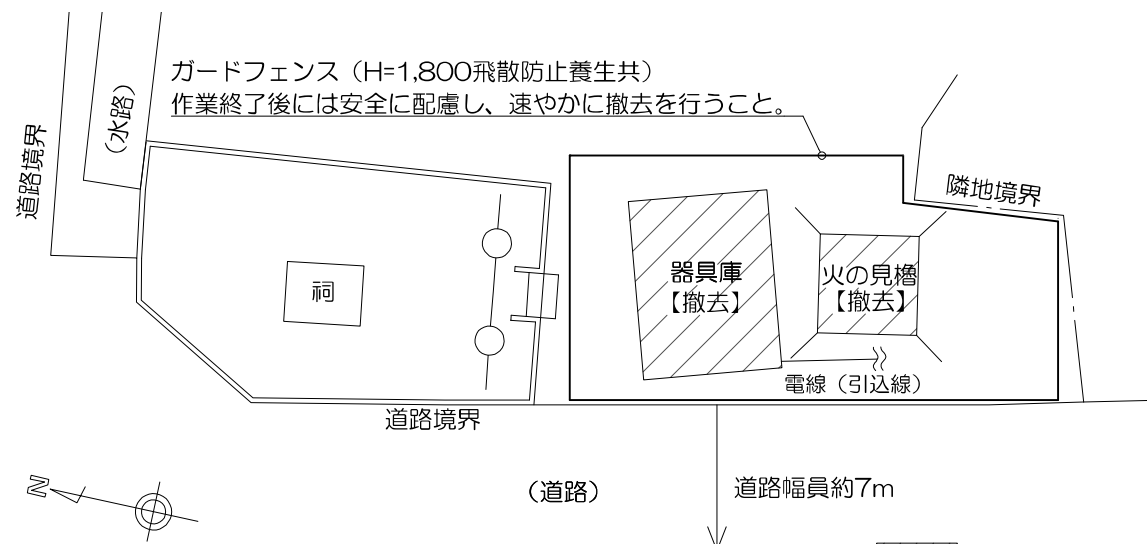
2.仮設	・仮囲い等 ・仮囲いは、配置図において図示した通りに、ガードフェンス（H=1,800飛散防止養生共）程度を設置すること。 ・外部足場等 ・器具置場は、解体養生として、単管一本足場（養生シート防災Ⅰ類）程度を設置すること。 ・工事用電力・水道 ・電気・水道：既存施設の利用 できない ・交通誘導員 ・施工期間中は常時配置する。 ・その他 ・関係機関との協議については受注者負担とする。
3.解体工事	・工事範囲 ・器具置場：延べ床面積 6.0㎡ 基礎、地業共（犬走含む） ・火の見櫓：鉄骨4脚 13.0m 基礎、地業共 ・分別解体 ・工事影響範囲内（建物内外部）の設備、配管、配線等機器の撤去は受注者の負担にて行うこと。 ・解体工事は、原則手作業及び機械併用にて行うものとし、受注者は分別解体に努めること。 〔標準的な作業手順〕 ①建築設備の取り外し ②外装材、構造耐力上主要な部分の取り壊し ③基礎の取り壊し ・場内整理 ・解体により発生した廃棄物は、敷地内で焼却又は埋め立ててはならない。 ・粉じん飛散等により周辺環境に影響を及ぼさないよう適宜散水や粉じん発生源を覆う等、環境対策に万全を期すこと。 ・解体後の整地 ・整地高さは現況GLとし、埋戻し（客土）を施したのち、締固めを行うこと。 ・近隣に対する周知 ・工事に先立ち、監督員と工程、作業方法等を打合せのうえ、近隣住民に周知する。 ・留意事項 ・本建物は民地内にある。工事中は住民等の安全、通行に十分留意すること。

memo	川越市建設部建築住宅課	工事名称 旧鴨田第三自警消防隊器具置場等解体工事	図面名称 特記仕様書		
・図面上の縮尺は、発注図の大きさを日本産業規格A3版とした縮尺とする。			縮尺	—	日付 R6. 8
					図面番号 01



本工事場所：川越市鴨田1416

案内図

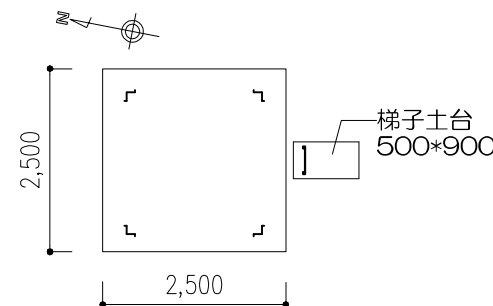


ガードフェンス (H=1,800飛散防止養生共)
作業終了後には安全に配慮し、速やかに撤去を行うこと。

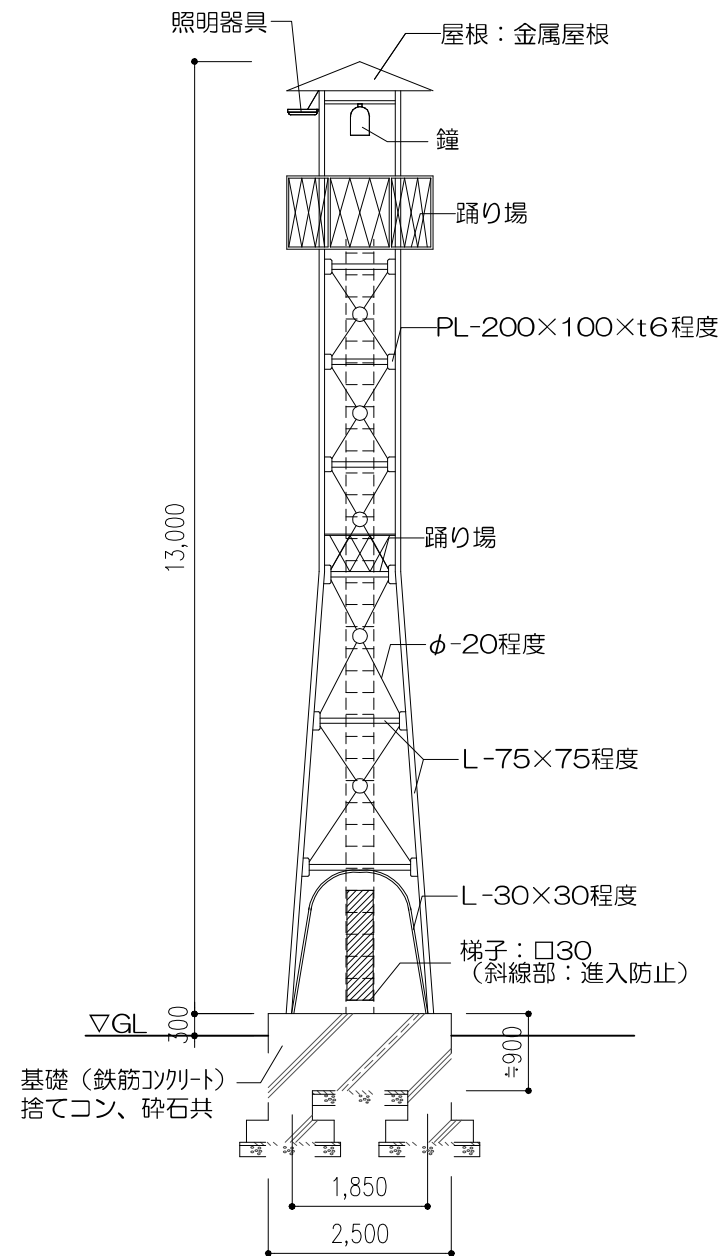
配置図 1/150

… 解体建物

※工事範囲内の電線（引込線含む）撤去



平面図 1/100



立面図 1/100

火の見櫓 詳細図

memo
・図面上の縮尺は、発注図の大きさを日本産業規格A3版とした縮尺とする。

川 越 市 建 設 部 建 築 住 宅 課

工事名称

旧鴨田第三自警消防隊器具置場等解体工事

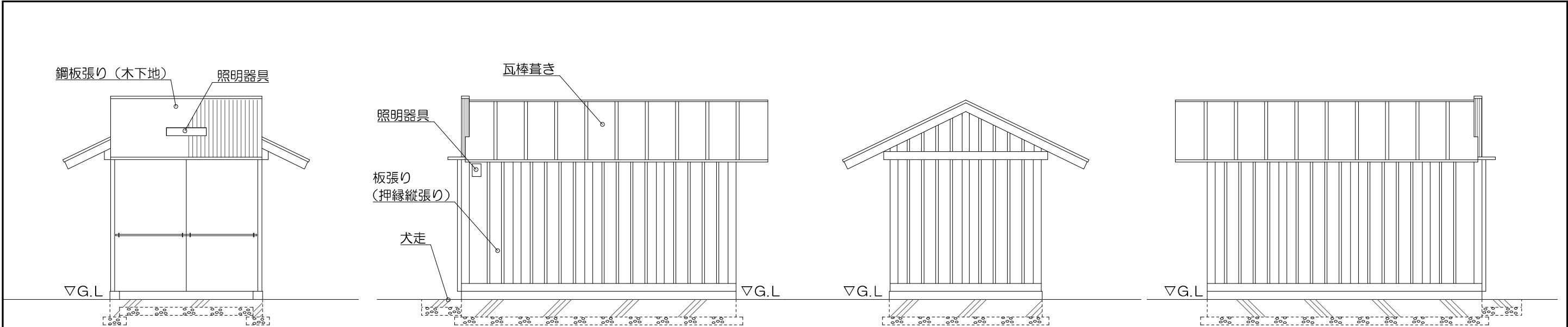
図面名称

案内図・配置図・火の見櫓詳細図

縮尺 1/150
1/100

日付 R6. 8

図面番号 02

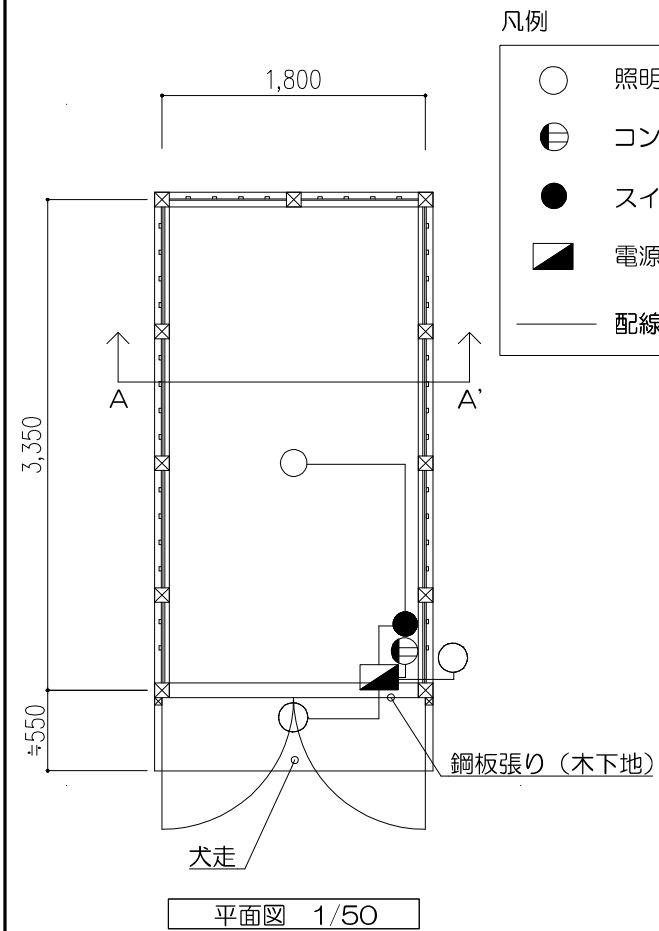


西立面図 1/50

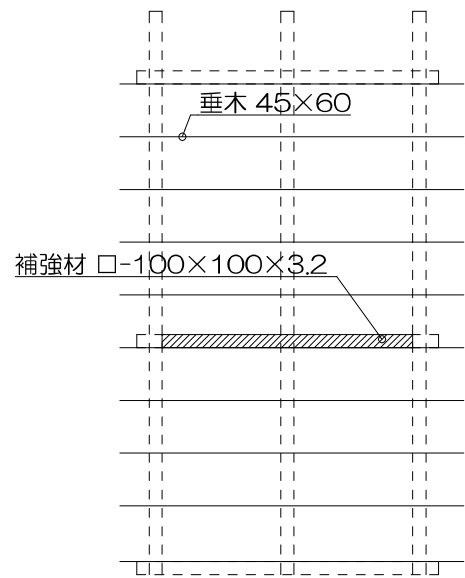
南立面図 1/50

東立面図 1/50

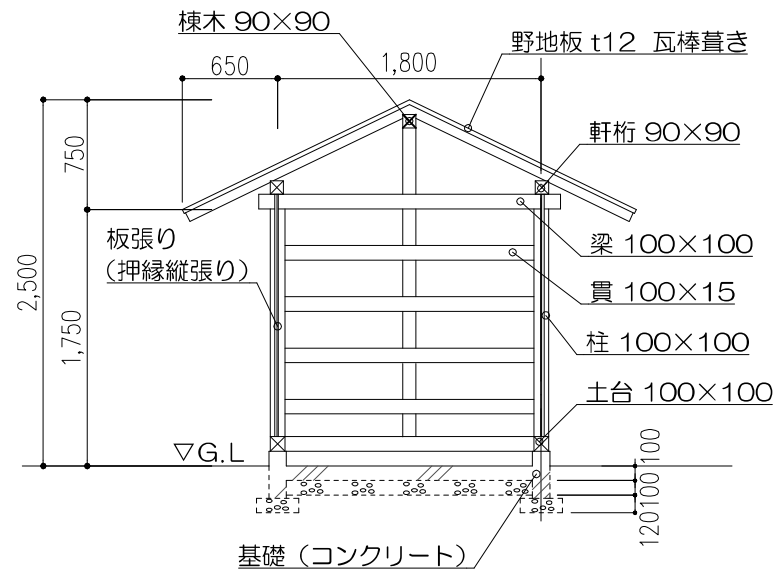
北立面図 1/50



平面図 1/50



小屋伏図 1/50



A-A'断面図 1/50

既存仕上表	
基礎	砕石の上、土間コンクリート
屋根	木造小屋組 野地板の上、瓦棒葺き
壁	木製柱(100×100) 板張り(押縁縦張り)、一部 木下地の上、鋼板張り
犬走	砕石の上、コンクリート
出入口	木下地の上、鋼板張り

器具庫 詳細図